

## 福島県プロフェッショナル人材確保支援事業補助金

県外からプロ人材を**正規雇用**した場合の紹介手数料を補助します。

- 福島県では、県内企業の新商品開発、販路開拓、生産性向上等、成長戦略の実現に必要なプロフェッショナル人材（プロ人材）採用のサポートをしています。

### 【対象企業】

以下のすべてに該当する企業

- ・ 福島県内に事業所または事務所を有する中堅・中小企業<sup>※1</sup>（みなし大企業<sup>※2</sup>を除きます。）
- ・ 福島県プロフェッショナル人材戦略拠点に人材確保を申し込んでいる企業
- ・ 県外在住者又は県内に就業するため県外から移住後1年経過しない者を新たに正規雇用<sup>※3</sup>した企業
- ・ 暴力団に関する規定等、その他補助対象外とする県の規定に該当しない企業

### 【補助対象経費】

福島県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録された人材ビジネス事業者に支払った紹介手数料（税抜き）

（令和8年4月1日から令和9年2月末日までの間に支払った紹介手数料が対象です。）

### 【補助率】

補助対象経費の**2分の1以内**

### 【補助上限額】

新規に雇用したプロ人材<sup>※4</sup> 1人あたり**100万円**

### 【補助対象人数】

10名程度（1事業者につき2名まで）

### 【申請期限】

プロ人材を雇用した時点で、速やかに交付申請書を提出してください。

**◎ 補助要件を満たさない場合は補助金の支払いができません。**

**雇用が内定した時点で、必ず県に補助要件確認等の相談を行ってください。**

※1～4についての本補助金における定義等は、裏面をご確認ください。

### ◇ お問い合わせ先

福島県経営金融課 電話 024-521-7288

mail : [keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp)

◆ 中堅・中小企業（※1）

・ 中小企業

下記区分ごとの「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数（※）のいずれかを満たす会社及び個人

| 主たる事業として営んでいる業種                               | 資本金の額又は出資の総額 | 常時利用する従業員の数 |
|---|--------------|-------------|
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）                     | 3億円以下        | 300人以下      |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下        | 900人以下      |
| 卸売業   | 1億円以下        | 100人以下      |
| サービス業（以下の3業種を除く）                              | 5,000万円以下    | 100人以下      |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業                            | 3億円以下        | 300人以下      |
| 旅館業   | 5,000万円以下    | 200人以下      |
| 小売業   | 5,000万円以下    | 50人以下       |

・ 中堅企業

常時使用する従業員の数（※）が2,000人以下の会社及び個人（中小企業を除く。）

〔※ 事業主、法人の役員、臨時の従業員は含めません。ただし、パート、アルバイト等、名目は臨時であっても解雇予告を必要とする人員は含めます。〕

◆ みなし大企業（※2）

「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること」、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること」のいずれかに該当する事業者

◆ 正規雇用（※3）

雇用期間の定めのない契約に基づく雇用で、賞与・退職金・手当等が就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態をいいます。

◆ 新規に雇用したプロ人材（※4）

補助対象となる新規雇用したプロ人材には、以下の制限がありますのでご確認願います。

- ① 県外から県内に移住していること。（移住してから本申請の前日まで1年を経過していない者に限ります）
- ② 県内の事業所等で正規雇用すること。
- ③ 当該人材が受入企業において、補助金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、または請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものでないこと。（雇用関係については、試験雇用の場合を除きます）
- ④ 受入企業との間に資本関係を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものでないこと。
- ⑤ 県内に主たる事業所等を有する事業所等で雇用されている者を雇い入れるものでないこと。
- ⑥ 県内の事業所等において雇用されている者を雇い入れるものでないこと。
- ⑦ 新規学卒者でないこと。
- ⑧ 受入企業の中核となる業務を担う実務経験が通算して3年以上ある者。